

千葉県介護ロボット導入支援事業費補助金交付要領

1 趣旨

この要領は、千葉県介護ロボット導入支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第15条の規定により、介護ロボット導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）に係る事務処理等について、必要な事項を定めるものとする。

2 介護ロボット導入計画

要綱第6条に規定する介護ロボット導入計画は、導入後3年間の

- ①達成すべき目標
- ②導入すべき機器
- ③期待される効果等

を記載することとし、実際の活用モデルを示すことで他事業者等の参考となるべき内容とする。

3 補助金交付申請書の添付書類等

要綱第7条に規定する補助金交付申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 補助金所要額調書（別紙1）
- (2) 介護ロボット導入計画（別紙2）
- (3) 誓約書及び役員等名簿（別紙3及び4）
- (4) 法人の登記事項証明書の写し
- (5) 利用定員が分かる書類

※施設のパンフレットなど利用希望者等に配布しているもので可

- (6) 導入するロボットのカタログ等

※カタログにどのロボットを導入するかがわかるよう記入すること。

※見守り機器の導入に伴う通信環境整備については、導入予定の機器もしくは整備工事等の内容が分かるものを添付すること。

- (7) 見積書の写し
- (8) 介護保険法に基づく介護サービス事業所又は施設として指定又は許可を受けたことを証する書類（有効期限内のもの）

4 交付の条件に関する事項

要綱第8条第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助金の交付決定額の20%を超える増減につながる事業費等の変更
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 交付決定時に指定された介護ロボットの変更
- (4) その他事業内容に重要な影響を与える変更

5 補助金実績報告書の添付書類等

要綱第10条に規定する補助金実績報告書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 補助金精算額調書（別紙1）
- (2) 介護ロボット使用状況報告書（別紙2）
- (3) 補助事業に係る契約書の写し（※）又は契約の有無が確認できる書類（発注書）などの写し（※）
- (4) 補助事業に係る領収書の写し（※）又は支払が確認できる振込書類の写し（※）
- (5) 導入した機器の写真（機器に個別に振られた番号等が明瞭に写っていること。また、見守り機器の導入に伴う通信環境整備について、整備工事等を実施した場合は、当該工事等の現場写真（施工前・施工後）などを添付すること。）

※印がついている書類の写しについては、法人代表者による原本証明を付し、法人代表者印を押印すること

（記入例）

原本と相違ないことを証します。
令和〇年〇月〇〇日
社会福祉法人 ●●●
理事長 ●● ●● (印)

6 導入効果の報告

要綱第11条に規定する導入効果の報告は、例として介護時間の短縮、直接・間接負担の軽減効果、介護従事者（利用者）の満足度、日々の活用状況が確認できる日誌等を用いるなど、他事業者の参考となるべき内容とし、本要領5に定める介護ロボット使用状況報告書に記載すること。

なお、本報告書は導入年度を含めて3年間提出すること。

7 その他

- ・千葉県内に所在する施設・事業所を補助対象とする。

- ・介護ロボットの台数の算定単位は、介護ロボットとしての機能を提供できる機器一式を一台と算定する。
- ・購入を原則とするが、リース又はレンタルの場合の補助対象経費は初期費用と当該年度に係るリース又はレンタル料の総額とする。
- ・リースの場合、契約期間は3年間以上とすること。
- ・交付決定前に購入又はリース・レンタル契約を締結したものは補助対象としない。
- ・当該年度中に介護ロボットの導入及び支払が完了しなかったものは補助対象としない。
- ・県の予算額を超える応募があった場合には、公平性や補助効果等を勘案して、予算額の範囲内で補助対象事業者を決定するほか、補助台数及び補助額を調整することがある。
- ・介護ロボット導入計画一計画につき、一回の補助とする。なお、見守り機器の導入に伴う通信環境整備については、一事業所につき、一回の補助とする。
- ・県に提出された介護ロボット導入計画及び介護ロボット使用状況報告書については、他事業者の参考として県のホームページ等で公開する場合がある。